

○国土交通省告示第五百七十四号

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則（平成二十一年

法務省
国土交通省
令第

一号）第二条第八項及び第十八条第八項の規定に基づき、国土交通大臣が別に定める費用を次のように定める。

令和二年四月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則第二条第八項及び第十八条第八項に規定する国土交通大臣が別に定める費用は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 人件費
 - 二 旅費交通費
 - 三 事務費
 - 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める費用
- 附 則

この告示は、公布の日から施行する。